

子ども・子育て支援新制度に関する事業者説明会

日付：平成 26 年 10 月 16 日（木）

時間：19:00 から 20:30

会場：開港記念会館 講堂

次 第

1 開会

2 議事

- (1) 平成 27 年度認定利用調整、新規利用と家庭保育福祉員の継続利用について

配布資料①

企画調整課 子ども・子育て新制度準備担当係長 松本

- (2) 保育時間の考え方について

配布資料②

保育運営課 認可外保育所担当係長 有泉

- (3) 地域型保育事業における市独自助成の方向性について

配布資料③

保育運営課 指導等担当係長 遠藤

- (4) 保育士確保策について

配布資料④

保育対策課 担当課長 杉山/保育対策課 担当係長 澤田

- (5) 新制度における運営基準について

配布資料⑤

保育運営課 認可外保育所担当係長 有泉

- (6) 連携施設の設定について

配布資料⑥

保育所整備課 整備等担当係長 永松

- (7) 家庭保育福祉員の年度末新規入所について

配布資料⑦

保育運営課 運営指導係 高橋

- (8) その他

3 閉会

※1 御質問につきましては、裏面に記載の担当まで、お電話でお問い合わせください。

※2 御意見につきましては、別紙「子ども・子育て支援新制度における運営についての御意見」に御記入のうえ、お帰りの際に、出口に設置する回収箱へ御提出ください。

【裏面あり】

◆お問い合わせ先

この説明会に関するお問い合わせは、次の担当までお電話くださるようお願いいたします。

	議事内容	お問い合わせ先	
		担当課	電話番号
(1)	平成 27 年度認定利用調整、新規利用と家庭保育福祉員の継続利用について	子ども・子育て新制度準備担当	045-671-4467
(2)	保育時間の考え方について	保育運営課	045-671-3564
(3)	地域型保育事業における市独自助成の方向性について	保育運営課	045-671-3564
(4)	保育士確保策について	保育対策課	045-671-4221
(5)	新制度における運営基準について	保育運営課	045-671-3564
(6)	連携施設の設定について	保育所整備課	045-671-4146
(7)	家庭保育福祉員の年度末新規入所について	保育運営課	045-671-3564
その他、この説明会に関すること		保育運営課	045-671-3564

◆参考になるwebサイト

- ・横浜市子ども・子育て支援新制度 事業者の皆様へ(横浜市HP)
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new/jigyosha/>
- ・新制度全般(内閣府HP)
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/>
- ・公定価格の仮単価(文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室HP)
<http://www.youho.go.jp/kouteikakaku.html>
- ・試算ソフト(文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室HP)
<http://www.youho.go.jp/shisansoft.html>

1 新制度における認定等手続きについて

①認定について

- ・新制度においては、施設・事業を利用するにあたって、支給認定区分を証した“認定証”が必要となります。(利用者からの申請に基づき、市が発行。)
- ・2・3号は、保育必要量に応じ、保育標準時間と保育短時間の認定をします。保育標準時間であれば11時間の枠の中で必要な保育を、保育短時間であれば8時間の枠の中で必要な保育を受けることができます。(保育標準時間の下限就労時間は週30時間(月120時間))

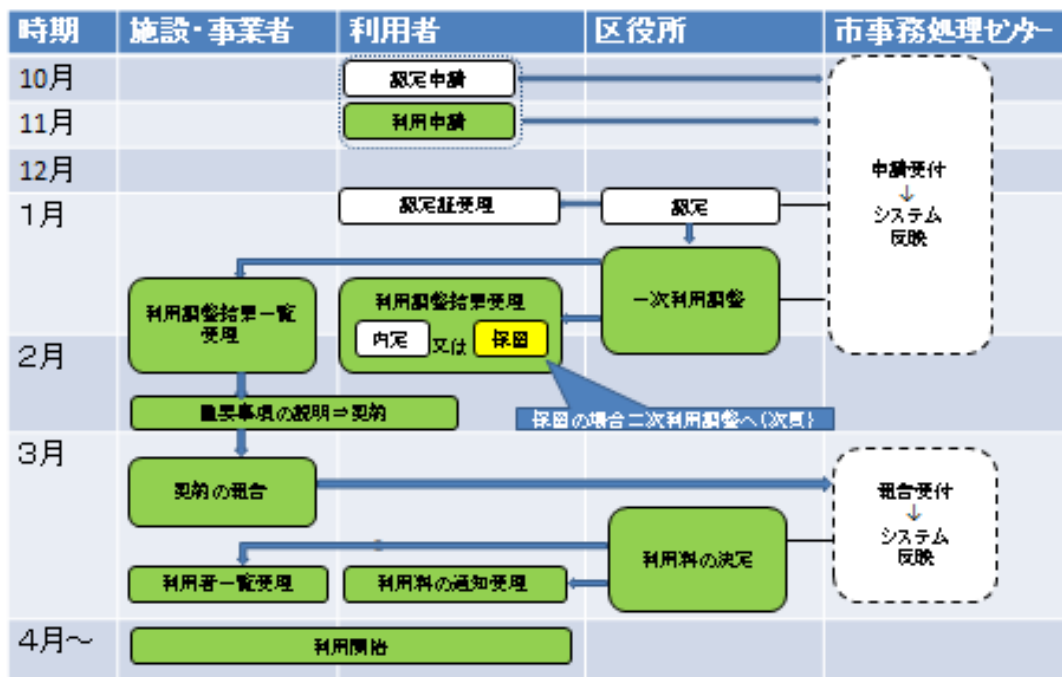
②利用調整について

- ・利用調整の流れは、従来、市が行っていた保育所の入所選考と基本的に同じです。
- ・2・3号の認定を受けて利用する全施設・事業(保育所、認定こども園、地域型保育事業など)が利用調整の対象となります。

③利用契約について

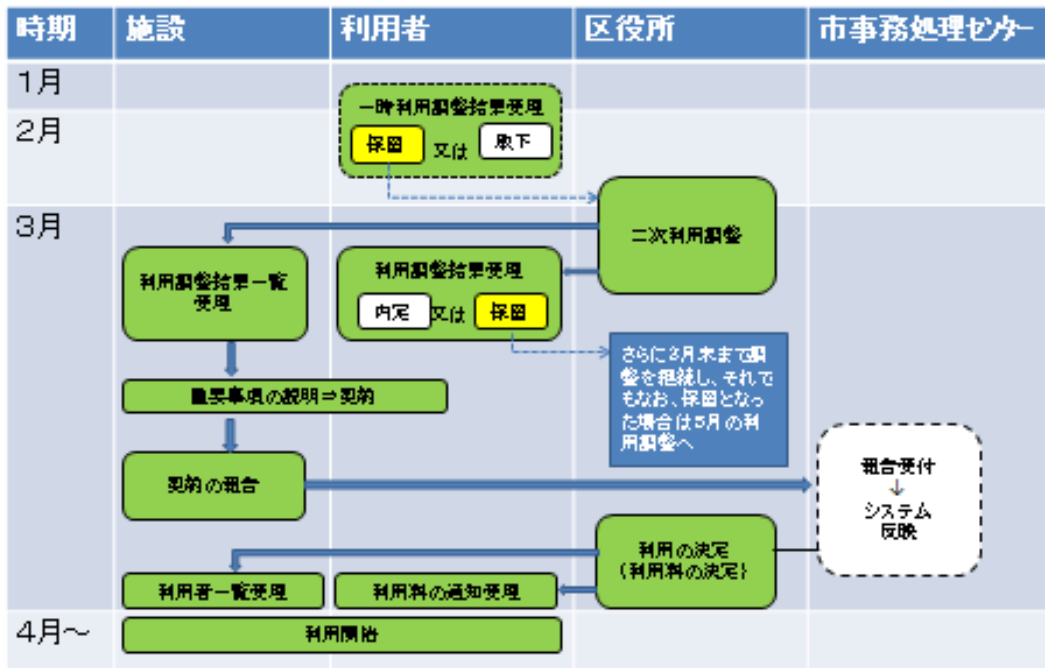
- ・事業者は利用者に対し運営規定等重要事項を説明した上で、両者で利用契約を締結する必要があります。

新規利用(27年4月利用の場合)



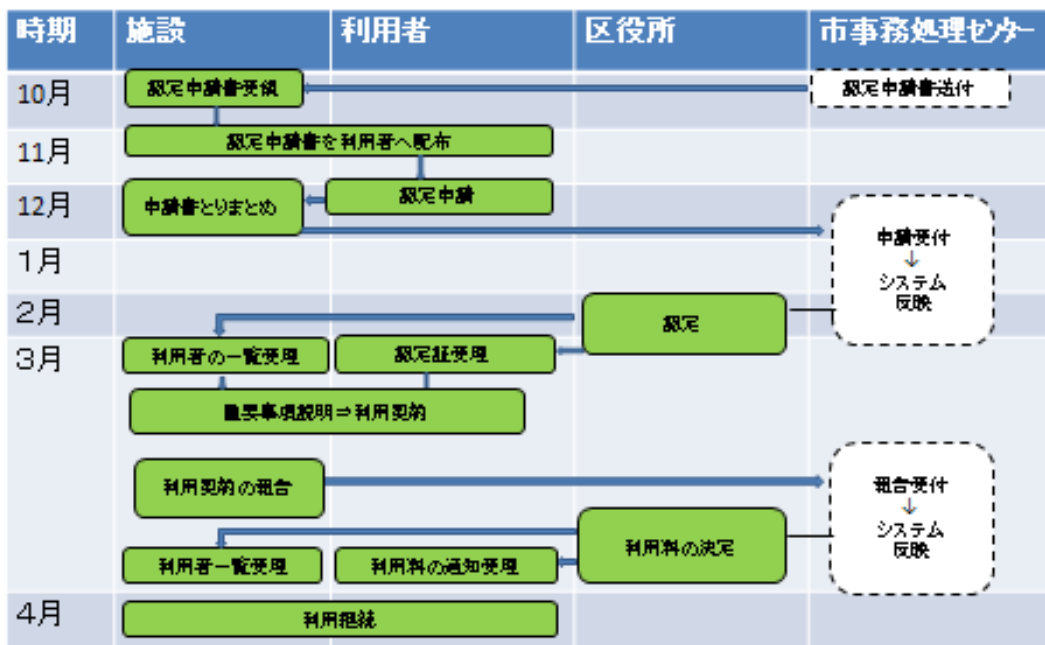
新規利用(27年4月利用の場合)

★二次利用調整★



3

継続利用手続き(2・3号)の流れ



2 平成27年4月利用（新規）に関する日程について（予定）

保育所・地域型保育事業・認定こども園（2・3号）

- ①10月6日～…雇用証明書の配布開始
- ②10月15日～…利用案内の配布開始
- ③11月5日…郵送受付締切日（神奈川区、旭区、港北区、緑区、栄区、戸塚区）
11月11日…郵送受付締切日（鶴見区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、
金沢区、青葉区、都筑区、泉区、瀬谷区）
- ④11月21日…申請最終〆切
- ⑤～1月末頃…保護者へ認定証の発送
※認定証を送付する際に、認定決定通知書が送られてきます。認定決定通知書には階層区分が記載されています。
- ⑥～2月上旬…施設・事業に施設・事業利用調整結果一覧の発送、保護者へ一次利用調整結果通知/保留通知の発送（一次）
- ⑦～3月上旬…施設・事業に施設・事業利用調整結果一覧の発送、保護者へ二次利用調整結果通知/保留通知の発送（二次）
※さらに3月末まで調整を継続し、それでもなお、保留となった場合は5月の利用調整へ
- ⑧～3月…施設・事業者と保護者との間で契約締結
- ⑨～3月…「契約者一覧」を施設・事業から横浜市へ提出
- ⑩3月下旬…施設・事業者へ「契約締結者一覧」（利用料記載）の発送、保護者へ利用料通知書発送

幼稚園・認定こども園（1号）

- ①10月15日～…願書配布/利用案内の配布開始
※申請書同封の利用案内を10月10日頃までに各幼稚園に送付します。利用案内は、各区役所にも配架する予定です。
- ②11月1日～…入園受付開始
- ③11月1日～…内定
- ④～12月1日…「認定申請兼利用施設届出書」保護者から幼稚園への提出
- ⑤12月1日～12日…「認定申請兼利用施設届出書」幼稚園から横浜市が集配車で回収
- ⑥～12月末…幼稚園へ利用者一覧の発送、保護者へ認定証の発送
※認定証を送付する際に、認定決定通知書が送られてきます。認定決定通知書には階層区分が記載されています。
- ⑦～2月…幼稚園と保護者との間で契約締結
- ⑧～2月18日…「契約者一覧」幼稚園から横浜市への提出
- ⑨3月下旬…幼稚園へ「契約締結者一覧」（利用料記載）の発送、保護者へ利用料通知書発送

3 利用までの手続きについて（2・3号）

平成 27 年 4 月利用開始の流れ

市内在住児童

- 10月10日頃までに「利用案内（2・3号用）」を各施設・事業所に納品します。施設に取りに来る保護者の方がいるため、取りに来られた場合はお渡しください。
- 利用案内及び様式については、10月15日から配布を開始してください。横浜市のHPにも掲載する予定です。
- 提出は、「認定利用調整事務センター」へ原則郵送で送付することになっています。また、申請書類の提出締切日は居住区によって異なりますので、ご留意願います。（「2 平成 27 年 4 月利用（新規）に関する日程について（予定）参照。」）
- 1月下旬に保護者へ認定証が交付されます。
- 施設・事業利用調整結果一覧を2月上旬頃に発送します。保護者にも同時期に利用調整結果通知を送付しますので、施設利用者一覧を確認の上、利用契約を結んでください。
- 施設・事業利用調整結果一覧を加除修正した契約者一覧を作成し、2月18日までに、「認定利用調整事務センター」に提出してください。
- 市内在住利用者の最終的な利用料については、3月下旬に区役所より通知します。

市外在住児童

- 居住市町村において認定を受ける必要があります。
- 二次利用調整からの調整になります。
- 横浜市の設ける締切日までに市外の市町村を通して手続きを行うこととなります。
- 居住市町村より利用料のお知らせ等が3月頃届く予定です。

毎月の申し込みについて

市内在住児童

- 利用を希望する月により申請締切日が異なります（基本的には前月10日）。原則、各月1日からの利用開始です。
- お住まいの区の区役所こども家庭支援課に申請していただくこととなります。詳細については、直接お問い合わせいただくようご案内ください。

市外在住児童

- 居住市町村において認定を受ける必要があります。
- 横浜市の設ける締切日までに市外の市町村を通して手続きを行うこととなります。

4 その他留意点

(1) 現況について

- 保育所の利用料は、これまでは所得税を基に算定するため、源泉徴収票や確定申告書の写しの提出を保護者に求めていましたが、新制度においては、市民税を基に算定することになるため、それらの書類の提出は不要となります。
- 市町村民税の賦課決定時期が6月となることから、直近の所得の状況を反映させる観点から、9月1日に利用料が切り替わります。
- これまで、1～3月で現況の審査をしていましたが、平成27年度からは、利用料の切り替えに合わせ、6～8月頃に現況の審査を行います。3月～4月頃に現況の届出及び拳証証明書の提出をお願いする書類を発送する予定です。

(2) 認定証等の変更について

- 認定証等に記載の事項に変更があった場合は、変更の申請を区役所にさせていただきます。
- 認定証には有効期間を記載しています。認定有効期間が終了すると給付費をお支払いできない場合がありますので、認定証の有効期間が満了することが判明した際には、速やかに施設・事業の所在する区の区役所こども家庭支援課で手続きをするよう、ご案内願います。

【担当】横浜市こども青少年局企画調整課新制度準備担当 045-671-4466

【書類送付先】 **契約者一覧等**→横浜市こども青少年局企画調整課認定利用調整事務センター
〒231-8781（郵便番号のみで届きます）

在籍児の手続きについて（家庭的保育事業のみ）

新制度においては、施設・事業を利用するにあたって、支給認定区分を証した“認定証”が必要となります。平成26年度は、新規利用者だけではなく、現在利用している児童についても、認定証を発行する事務が必要になります。

市内在住児童

- ・11月頃に、申請書を施設・事業利用継続袋に入れ、申請書を在籍児数分（卒園予定児除く）送付します。来年度以降引き続き利用する児童の保護者にお渡しください。
- ・平成27年1月5日（月）～平成27年1月8日（木）の間に、保護者の方から申請書を回収していただきますようお願いいたします。

※保護者向けの案内では、1月5日（月）～1月8日（木）の間に施設・事業への提出をお願いしていますが、各園の実情に応じて、それ以前に回収していただいて構いません。

- ・申請書を回収していただいた上で、平成27年1月9日（金）までに区役所へ提出してください。

市外在住児童

- ・新規と同様に、居住市町村において認定を受ける必要があります。
- ・申請書は市町村により異なり、市外の市町村を通して手続きを行ってまいります。
- ・市外のお子さんが利用している場合、居住市町村に問い合わせるようご案内ください。
- ・居住市町村より利用料のお知らせ等が3月頃届く予定です。

注意事項

- ・書類は、園児等の個人情報を含みますので、取り扱いには十分お気を付け下さい。

施設・事業利用にかかる新制度への 継続(移行) 手続について

平成27年4月からの「子ども・子育て支援新制度」の開始に伴い、平成27年4月以降も引き続き施設・事業(幼稚園、認定こども園、保育所等)の利用を希望する方は、教育・保育を受けるための認定を受ける必要があります。また、平成27年4月からの利用料の決定を改めて行いますので、必要書類の提出をお願いします。必要書類の提出ができない方は、施設・事業の利用ができなくなる場合がありますので、必ず提出してください。

1 継続(移行)手続に必要な書類

(1) 幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)利用中の方(新制度で1号認定の方)

- ・「**子ども・子育て支援制度 支給認定申請書兼利用施設届出書(1号用)**」
- ・「**支給認定及び施設・事業利用に係る書類提出確認票(継続)**」

(2) 保育所、認定こども園(保育所部分)、家庭保育福祉員等を利用中の方(新制度で2号または3号認定の方)

- ・「**子ども・子育て支援制度 支給認定申請書(2・3号用)**」
- ・「**支給認定及び施設・事業利用に係る書類提出確認票(継続)**」

〈お願い〉

* 提出していただいた書類に不明な点及び不備がある場合には、後日「認定利用調整事務センター」から問い合わせることがあります。必ず、日中連絡のつく電話番号を申請書にご記入ください。

2 提出先及び提出期間

(1) 提出先:現在利用している施設(幼稚園、認定こども園、保育所等)に提出してください。

利用中の施設	提出期間
幼稚園、認定こども園(幼稚園部分) (新制度で1号認定の方)	平成26年11月25日(火)～ 平成26年11月28日(金)
保育所、認定こども園(保育所部分)等 (新制度で2号または3号認定の方)	平成27年1月5日(月)～ 平成27年1月8日(木)

(2) 施設に提出できない方は、施設・事業のある区の区役所子ども家庭支援課へ 平成27年1月22日(木)までに提出してください。



(裏面へつづく)

3 転園手続きについて

(1) 幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)を利用中の方

①他の幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)へ転園希望の場合、転園先の園に内定を受けた後、
・「**子ども・子育て支援制度 支給認定申請書兼利用施設届出書(1号用)**」
を、転園先の幼稚園、認定こども園に提出してください。

②保育が必要となり保育所等への転園を希望する方は、1号認定ではなく、2号認定が必要となります。その場合、新規に保育所等を利用するための手続きが必要です。手続きの詳細については、「平成 27 年度 横浜市保育所等利用案内(子ども・子育て支援新制度 2号・3号認定用)」で確認してください。

(2) 保育所、認定こども園(保育所部分)、家庭保育福祉員等を利用中の方

①他の保育所、認定こども園(保育所部分)等へ転園希望の場合、新規に保育所等を利用するための手続きが必要となります。手続きの詳細については、「平成 27 年度 横浜市保育所等利用案内(子ども・子育て支援新制度 2号・3号認定用)」で確認してください。

②お子さんが3歳以上で、幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)への転園を希望する方は、2号認定ではなく1号認定が必要となります。その場合、希望の幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)に内定を受けた後、
・「**子ども・子育て支援制度 支給認定申請書兼利用施設届出書(1号用)**」
を内定した施設へ提出してください。

手続きの詳細については「平成 27 年度 横浜市 幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)利用案内(子ども・子育て支援新制度 1号認定用)」で確認してください。

※ 受付期間については、各区役所子ども家庭支援課にお問い合わせください。

※ 申請の際には、必ず転園の旨を記入してください。

※ 転園申請を提出して転園が内定した場合、現在利用している施設に戻ることはできませんので、ご注意ください。

※すでに、平成 27 年 4 月からの転園申請のために支給認定申請書を提出済の方は、再度申請書を提出する必要はありません。必要事項を記入した「支給認定及び施設・事業利用にかかる書類提出確認票【継続】」のみを、施設・事業利用継続袋に入れて提出してください。

□□□ ご注意ください！！ □□□

提出する施設・事業の利用を継続するための書類に、記入漏れや未提出があると、施設の利用期間が短くなったり、利用継続ができなくなる等、保護者の皆様にご迷惑をおかけすることになります。

お手数をおかけしますが、期限内提出にご協力くださいますようお願いいたします。

(参考)

認定について

◇認定の区分

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)	幼稚園、 認定こども園(幼稚園部分)
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育所、 認定こども園(保育所部分)
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育所、 認定こども園(保育所部分)等

◇保育の必要量に応じた区分

2号認定、3号認定については、横浜市の定める基準に基づき、保育の必要量に応じて、「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」に区分されます。

就労であれば、週30時間(月120時間)以上の場合であれば「保育標準時間認定」、月64時間(1日4時間かつ月16日)以上120時間未満の就労であれば「保育短時間認定」とします。

ただし、現在、保育所等を利用しているお子さまについては、「保育短時間認定」に該当する場合であっても、希望に応じて、経過措置により標準時間の保育を利用することができます。(求職中、育児休業中の方は、保育短時間認定となります。)

※ 転園を希望する希望する場合やきょうだい児が新規に申し込みを行う場合などは、経過措置の適用はありません。横浜市が定める基準に基づいて、保育必要量の認定を行います。

保育標準時間認定…1日11時間(施設が設定する時間)の枠の中で必要とする保育を利用できます。

保育短時間認定…1日8時間(施設が設定する時間)の枠の中で必要とする保育を利用できます。

保育短時間の利用料は、保育標準時間の利用料の98.3%とする予定です。(階層により月額0~800円の差額となります。)

詳細は、ホームページにも掲載していますので、ご覧ください。

新制度 横浜

検索 

(裏面へ続く。)

認定申請書の記入について

<表面>

(1) 【支給認定に関する希望等】

支給認定希望日

翌年4月1日にチェックをしてください。

利用時間区分の希望

保育短時間利用（8時間まで）か保育標準時間利用（11時間まで）のどちらかにチェックをしてください。

<裏面> 下記項目以外の記入は不要です。

(2) 【保育を必要とする状況】

保育が必要な期間（希望日）

開始日は、支給認定希望日と同じ（翌年4月1日）にチェックをしてください。

保育が必要な事由

父、母それぞれの現時点で保育を必要とする事由に該当するものを選択してください。

その他

(1) 今回の申請にあたっては、保育を必要とすることを証明する書類（雇用証明書等）の提出は不要です！

現在保育所等を利用している人は、保育所等を利用していることをもって、保育の必要があると判断をするため、雇用証明書等の保育を必要とする証明書類の提出は不要です。

ただし、保育を必要とする要件は、現行同様1年に1度確認します。

平成27年度以降は、利用料の切替えの時期に合わせて6～8月頃に要件確認を行います。この際に、雇用証明書等の保育を必要とする要件確認の書類が必要です。

(2) 税書類の提出は原則不要になりました！

今までは、保育料を所得税から算定するために、源泉徴収票等の提出をお願いしていました。

平成27年4月は、保育料の算定を市民税で行うこととなります。市民税は、横浜市で確認できるため、所得証明書類の提出は不要です。

なお、横浜市市民税が確認できない場合は、前住居地での課税証明書等証明書類の提出を求める場合があります。

※ 今回の認定の内容は、6～8月頃の要件確認の手続きにより、変更となる場合があります。

〒〇〇〇-〇〇〇〇

平成27年〇月〇日

横浜市中区〇〇町〇-〇-〇

横浜 子一郎 様

〒〇〇〇-〇〇〇〇

横浜市中区〇〇町1-1

〇区福祉保健センター

子ども家庭支援課

Tel : 〇〇〇-〇〇〇〇

Fax : 〇〇〇-〇〇〇〇

〇区長

印

子ども・子育て支援給付支給認定証

児童情報	認定証番号	123456789101		
	フリガナ	ヨコハマ コイチロウ		
	氏名	横浜 子一郎		
	生年月日	平成23年 4月 6日	性別	男
	居住地	〒231-0012 横浜市中区相生町6丁目9999番地 マンションよこはま101		
保護者情報	フリガナ	ヨコハマ オヤタロウ		
	氏名	横浜 親太郎		
	生年月日	昭和58年 8月 9日	続柄	父
	居住地	〒231-0012 横浜市中区相生町7丁目9999番地 マンションよこはま102		
支給認定内容	支給認定区分/ 保育必要量	2号(標準時間)		
	認定有効期間	平成27年 4月 1日～平成30年 3月31日		

- この証は、よく読んで大切に持っていてください。
- 施設等の利用が決定した際には、この証を施設等に必ず提示してください。
- 認定有効期間を経過したときは、子ども・子育て支援給付費の支給を受けられません。
認定有効期間を経過する前にお住まいの区の福祉保健センターへ、認定変更申請を行ってください。
- この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、お住まいの区の福祉保健センターにその旨を届け出てください。
- 認定有効期間内に、居住地を他の市町村の区域に移すと、この証は使えなくなります。
居住地を移そうとする場合には、事前に、お住まいの区の福祉保健センターにご連絡・ご相談ください。
また、認定有効期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、これまで居住していた区の福祉保健センターに認定の取消を申請してください。
- この証を破損したり汚したり又は紛失したときは、お住まいの区の福祉保健センターに速やかに届け出て再交付を受けてください。
また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかにお住まいの区の福祉保健センターに返却してください。
- 支給認定の資格がなくなったときは、直ちにお住まいの区の福祉保健センターに届け出てください。
- 3～7に関して、お住まいの区と異なる区にある施設等を利用中の方については、施設等のある区の福祉保健センターに申請や届出を行ってください。

(FKD05FM10040)

支給認定決定通知書イメージ

〒〇〇〇-〇〇〇〇

平成27年〇月〇日

横浜市中区〇〇町〇-〇-〇

横浜 子一郎 様

〒〇〇〇-〇〇〇〇

横浜市中区〇〇町1-1

〇区福祉保健センター
子ども家庭支援課

Te l : 〇〇〇-〇〇〇〇〇

Fax : 〇〇〇-〇〇〇〇〇

〇区長 印

支給認定決定通知書【保育】

子ども・子育て支援法第20条に基づく支給認定申請について、次のとおり決定します。

対象児童	氏名	横浜 子一郎
	生年月日	平成23年 1月 1日
保護者 (申請者)	氏名	横浜 親太郎
	住所	横浜市中区相生町6丁目9999番地 マンションよこはま101

認定証番号	123456789101	認定区分	2号(標準時間)	
認定事由	就労	認定有効期間	平成27年 4月 1日～平成28年 3月31日	
根拠となる税額	父	3,000,000 円	判定税額計	8,000,000 円
	母	1,500,000 円	負担区分	D25階層
	その他	3,500,000 円		
補足給付	有			
負担区分適用期間	平成27年 4月 1日～平成28年 3月31日			
減免期間	平成27年 4月～平成28年 3月			
優先利用	障害			
備考	育児休業中の方は、復職後、2週間以内に「復職証明書」をご提出ください。			

- 負担区分に変更があった場合は、その旨を別途通知します。
- 住所、氏名、世帯構成その他に変更がある場合は、速やかに上記の福祉保健センターへ変更の申請をしてください。
- 施設等を利用中であっても、支給認定の基準に該当しなくなった場合には、支給認定を取り消す場合があります。

施設・事業利用調整結果一覧イメージ

平成27年度

施設・事業利用調整結果一覧（保育）

平成27年〇月〇日

1 / 1

横浜第一保育園 施設長 様

次のとおり利用調整結果を送付します。

申請受理区：神奈川区

クラス：1歳児（標準時間）

利用開始年月：平成27年 4月

横浜市

〇〇区福祉保健センター長

印

No	児童氏名	生年月日 性別	保護者氏名	住所	連絡先	備考	きょうだい情報			
							年齢	氏名	施設名	状態
1	カガワ ジョウ 神奈川 次郎	H25. 8. 31 男	神奈川 太郎	神奈川県横浜市神奈川区〇〇町1-2-3 □□マンション1111	090-1234-5678		2歳	横浜 兄太郎	□□保育園	保留
2	ヨコハマ ハナコ 横浜 花子	H25. 9. 21 女	横浜 桃子	神奈川県横浜市神奈川区△△町3-2-3	090-9876-5432					
3	カナイ コウジ 関内 五郎	H25. 12. 1 女	関内 大輔	神奈川県横浜市神奈川区□□町△△ マンション1009	090-1111-2222		2歳 3歳 4歳 5歳	関内 四郎 関内 三郎 関内 二郎 関内 一郎	〇〇保育室 ▽▽保育園 △△保育園 ◆◇第一保育園	決定 決定 利用中 利用中

(FKD05FM1A300)

契約者一覧イメージ

平成27年度

施設・事業利用調整結果一覧（保育）

平成27年〇月〇日

1 / 1

横浜第一保育園 施設長 様

横浜市

次のとおり利用調整結果を送付します。

〇〇区福祉保健センター長

印

申請受理区：神奈川区

クラス：1歳児（標準時間）

利用開始年月：平成27年 4月

No	児童氏名	生年月日 性別	保護者氏名	住所	連絡先	備考	きょうだい情報			
							年齢	氏名	施設名	状態
1	カガワ ジョウ 神奈川 次郎	H25. 8. 31 男	神奈川 太郎	神奈川県横浜市神奈川区〇〇町1-2-3 □□マンション1111	090-1234-5678		2歳	横浜 兄太郎	□□保育園	保留
2	ヨコハマ ハナコ 横浜 花子	H25. 9. 21 女	横浜 桃子	神奈川県横浜市神奈川区△△町3-2-3	090-9876-5432					
3	カナイ ゴロウ 関内 五郎	H25. 12. 1 女	関内 大輔	神奈川県横浜市神奈川区□□町△△ マンション1009	090-1111-2222		2歳	関内 四郎	〇〇保育室	決定
							3歳	関内 二郎	▽▽保育園	決定
							4歳	関内 二郎	△△保育園	利用中
							5歳	関内 一郎	◆◇第一保育園	利用中

契約しない人がいれば、削除してください。

子ども・子育て支援新制度における 横浜市としての保育時間の考え方について

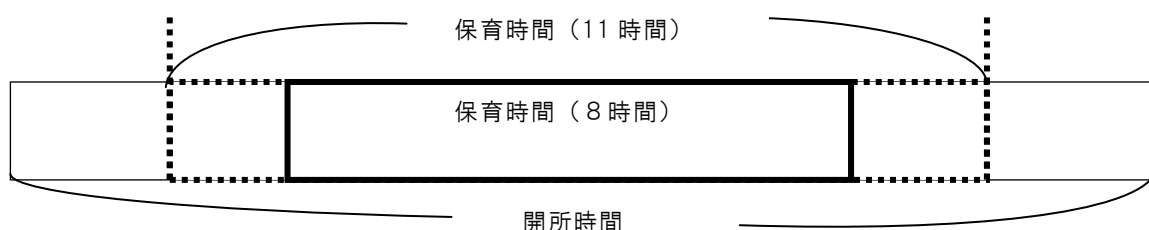
① 横浜市としての保育時間の表記・考え方

保育時間の表記について、本市として次の**表記と考え方**で統一します。

保育時間(8時間) …… 保育短時間認定の子どもで最大で利用可能な時間帯で、現行制度と同様8時間とする。子どもの生活リズムや保育カリキュラムを考慮し、概ね児童全員がそろって保育を受ける時間帯としてもらうことを基本とします。

保育時間(11時間) …… 保育標準時間認定の子どもで最大で利用可能な時間帯で、保育時間(8時間)を含む11時間とします。

開所時間 …… 延長保育の時間帯を含めた、利用可能な時間帯とします。



②-1 時間帯の設定について(平日)

各施設・福祉員が独自で時間帯を設定します。

保育短時間認定の子どもで最大で利用可能な時間帯としての保育時間(8時間)と、保育標準時間認定の子どもで最大で利用可能な時間帯としての保育時間(11時間)を確保するため、11時間以上の開所時間を設定していただきます。

保育時間(11時間)を超える時間帯の延長保育については、地域のニーズに応じて実施していただくこととなりますが、原則は、現行の開所時間を短縮することがないようにしてください。

延長保育の考え方ですが、

「保育短時間」認定の方は、保育所等が定める保育時間(8時間)を超える前後の時間帯、

「保育標準時間」認定の方は、保育所等が定める保育時間(11時間)を超える前後の時間帯を利用する場合に「延長保育」となります。(別途、助成及び延長保育の徴収あり。後日提示します)

<留意点>

- 現行、11時間未満の開所時間の施設で、平成27年度すぐに11時間開所が困難な施設については、経過措置として、平成29年度までにできる限り11時間開所とするようお願いしたいと考えています。

②-2 時間帯の設定について(土曜日)

土曜日も、原則、平日同様、できる限り保育時間(8時間)と保育時間(11時間)の実施をお願いします。

ただし、これまでの経過から、急な体制整備は困難なことも予測されますので、次のとおり対応をお願いします。

- ・ 現行、開所時間が8時間未満の施設については、最低限8時間開所としてください。8時間開所が困難な場合は、質改善後の平成29年度までに、段階的に8時間開所となるようにしてください。(経過措置)

<留意点>

保育時間(8時間)や保育時間(11時間)を設定するため、平日と土曜で異なる保育時間を設定することは可とします。その場合は、現在の利用者の不利益にならないよう配慮してください。

例 平日 保育時間(8時間) 8:30~16:30 開所時間 7:30~18:30

⇒土曜 保育時間(8時間) 7:30~15:30 開所時間 7:30~15:30(延長保育なし)

現行、土曜日に8時間以上または11時間以上開所している施設については、現行どおり開所をお願いします。

地域型保育事業における市独自助成の方向性について

- ▶ 地域型保育事業における市独自助成については、現行の保育の質の水準と国の公定価格等を踏まえて、検討を行っています。
- ▶ 本日お示しする項目については、現段階での検討項目であり、確定した内容ではありません。項目・金額ともに今後の予算編成の中で検討し、市会での議決を経て確定します。

1 現在、国から示されている公定価格の「質の改善後」の仮単価は平成 29 年度の姿です。平成 27～28 年度は「質の改善前」と「質の改善後」の間の水準となる予定です。

2 市独自助成で実施を予定している項目

(ア) 職員処遇改善加算…職員の平均勤続年数等に応じて加算する安定的な雇用、昇給や給与改善確保、保育士確保のための助成。

公定価格の職員処遇改善等加算については、本市独自助成として【先取り】で実施予定

(イ) システム化経費助成…簡易請求ソフトを用いて請求を行うための助成。

(ウ) 障害児保育費・特別支援児童加算費…障害児または特別支援児童を保育するのに必要な保育士等を加配するための経費助成。

3 国の公定価格化により見直しを検討

(ア) 補助員雇用費…家庭的保育補助者を雇用するための経費助成。公定価格の加算項目となっているため、現行との差額を助成。

(イ) 家賃助成…実施場所の賃借に要する経費助成。公定価格化された場合は、現行との差額を助成。

4 ご要望いただいている主な項目

(ア) 調理員の配置の強化、加配の実施経費

(イ) 食物アレルギー等の対応の経費

(ウ) 補助員雇用費の増額

(エ) 家賃助成

家庭的保育事業 (保育認定(3号))

【家庭的保育事業(保育認定(3号))】

赤字：算改善事項

基本部分				加算部分1 (続く)				
地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	基本分単価 ④	最悪改善等加算 ⑤	資格保有者加算 ⑥	処遇改善等加算 ⑦	家庭的保育補助者加算 ⑧	家庭的保育支援加算 ⑨
○/100 地域	3号	保育標準時間認定 保育短時間認定	○円	○円 × 加算率	○円	○円	利用子どもが4人以上の場合 ○円 + 利用子どもが3人以下の場合 ○円	○円

加算部分1 (続き)				調整部分		
障害児保育加算 ⑩	処遇改善等加算 ⑪	設備費加算 ⑫	賃借料加算 ⑬	連携施設を設定しない場合 ⑭	食卓の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑮	常態的に土曜日に行わない場合 ⑯
○円	○円 × 加算率 × 障害児数	○地域 ○円 ○地域 ○円 ○地域 ○円 :	○地域 ○円 ○地域 ○円 ○地域 ○円 :	○円	(⑩+⑪+⑫) × ○/100	○円
					(⑩+⑪+⑫) × ○/100	○円

(続き)

加算部分2	冷暖房費加算 ⑰		除雪費加算 ⑱		降灰除去費加算 ⑲		施設機能強化推進費加算 ⑳		栄養管理加算 ㉑		第三者課外委託加算 ㉒	
	1級地	2級地	3級地	4級地	○円	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数	○円
	○円	○円	○円	○円	○円	○円	○円	○円	○円	○円	○円	○円

※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算
1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域
その他地域：1級地から4級地以外の地域

(各項目の説明：家庭的保育事業（保育認定（3号））)

①地域区分・・・事業所の所在する地域（市町村）に応じて7区分設定（⇒前回資料P24参照）

18/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②認定区分・・・認定区分に応じて設定（3号）（⇒前回資料P16参照）

③保育必要量区分・・・保育必要量の区分に応じて設定（保育標準時間認定、保育短時間認定）（⇒前回資料P18参照）

④基本分単価・・・①～②の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価（⇒基本分単価の内訳はP29参照）

⑤処遇改善等加算・・・職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算（⇒前回資料P51参照）

⑥資格保有者加算^(*1)・・・家庭的保育者について、保育士資格又は看護師免許を有する場合に加算（⇒前回資料P88参照）

⑦家庭的保育補助者加算^(*1)・・・家庭的保育補助者を配置する場合に利用子ども数に応じて加算（⇒前回資料P95参照）

※ 利用子どもが3人以下の場合の加算額は基本分単価に含まれる事務職員に係る経費を除外して算定

⑧家庭的保育支援加算・・・家庭的保育支援者や連携施設から代替保育等の特別な支援を受けて保育を実施する場合に、代替要員等に必要経費を加算

※ 家庭的保育支援者や連携施設において、家庭的保育者に対する保育内容に対する指導・相談等を行う他、家庭的保育者の休暇の際や土曜日及び保育標準時間認定の子どもが利用する場合、研修を受講する場合等に保育の実施場所を提供し、家庭的保育者に代わり保育を実施する等の支援を行う。
 （保育標準時間認定の場合に現行の連携保育所・実施保育所経費による水準に加え、非常勤職員3時間分の経費を追加。また、研修代替要員費を追加。）

⑨障害児保育加算^(*1)・・・障害児（軽度障害含む。）を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて家庭的保育補助者を加配するための経費を加算（配置基準2：1）（⇒前回資料P61参照）

⑩減価償却費加算・・・自己所有の建物を保有する事業所に対して、事業所の所在する地域^(※)に応じて減価償却費の一部を加算（⇒前回資料P67参照）

※ 加算額の区分（4区分（A～D）×2区分（標準・都市部））*都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/k㎡以上の市町村

A地域		B地域		C地域		D地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

27

⑪賃借料加算・・・賃貸物件により設置する事業所に対して、事業所の所在する地域^(※)に応じて賃借料の一部を加算（⇒前回資料P67参照）

※ 加算額の区分（4区分（a～d）×2区分（標準・都市部））*都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/k㎡以上の市町村

a地域		b地域		c地域		d地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑫連携施設を設定しない場合・・・連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整（⇒前回資料P76参照）

※ ④基本分単価に含まれる連携施設に係る経費を調整

⑬食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合

・・・自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整（⇒前回資料P76参照）

※ 食事の提供に係る費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

⑭常態的に土曜日に行わない場合・・・常態的に土曜日に行わない場合、土曜実施に係る費用を定額で調整（⇒前回資料P76参照）

※ 土曜実施に伴う費用を除外した場合の単価との差を、定額で調整

⑮冷暖房費加算・・・夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域^(※)に応じて加算（⇒前回資料P74参照）

※ 地域の区分（5区分）
 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域
 その他地域：1級地から4級地以外の地域

⑯除雪費加算・・・豪雪地帯^(※)に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算（⇒前回資料P74参照）

※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域

⑰降灰除去費加算・・・降灰防除地域^(※)に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算（⇒前回資料P74参照）

※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域

⑱施設機能強化推進費加算・・・職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、事業所の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況^(※2)に応じて必要な経費を3月分の単価に加算（⇒前回資料P73参照）

⑲栄養管理加算・・・栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算（⇒前回資料P43参照）

⑳第三者評価受審加算・・・第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算（⇒前回資料P68参照）

(*1) それぞれの費用について、⑤の加算率を基に加算（加算率は全て同率）

(*2) 延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算（具体的な加算要件は今後整理）

28

(基本分単価の内訳：家庭的保育事業（保育認定（3号））)

区 分	内 容
事務費	(1)家庭的保育者 ①本俸 ②諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③社会保険料事業主負担金等（健康保険、厚生年金、労働保険等） (2)非常勤職員雇上費 ①嘱託医、嘱託歯科医手当 ②非常勤職員雇上費（事務職員、調理員）
	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費、賠償責任保険料 <1事業所当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費、苦情解決対策費、連携施設経費
事業費	<生活諸費> 一般生活費（給食材料費*、保育材料費等） *主食費、副食費

(注) 職員数の考え方

- ・家庭的保育者
 (配置基準)
 0～2歳児 3：1（家庭的保育補助者を配置する場合5：2（加算で対応））
- ・調 理 員 1人（非常勤職員）
- ・事 務 職 員 1人（非常勤） *利用子どもが3人以下の場合で家庭的保育補助者を配置する場合は対象としない。

小規模保育事業 A型・B型 (保育認定(3号))

基本部分				加算部分1（続く）								
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分 ⑤		超過改善等加算		管理者設置加算 ⑧	処遇改善等加算 ⑨	保育士比率向上加算		
				保育標準時間認定 基本分単価 (注)	保育短時間認定 基本分単価 (注)	保育標準時間認定 ⑦	保育短時間認定 ⑦			⑩	⑪	
〇/100地域	5人から12人まで	3号	1,2歳児	〇円 (〇円)	〇円 (〇円)	〇円 (〇円) × 加算率	〇円 (〇円) × 加算率	〇円 + 〇円 × 加算率	〇円 × 加算率	〇円 (〇円) + 〇円 (〇円) × 加算率	〇円 (〇円) + 〇円 (〇円) × 加算率	
			乳児	〇円	〇円	〇円 × 加算率	〇円 × 加算率			〇円 + 〇円 × 加算率	〇円 × 加算率	
	13人から19人まで	1,2歳児	〇円 (〇円)	〇円 (〇円)	〇円 (〇円) × 加算率	〇円 (〇円) × 加算率	〇円 + 〇円 × 加算率			〇円 × 加算率	〇円 (〇円) + 〇円 (〇円) × 加算率	〇円 (〇円) + 〇円 (〇円) × 加算率
		乳児	〇円	〇円	〇円 × 加算率	〇円 × 加算率					〇円 + 〇円 × 加算率	〇円 × 加算率

加算部分1（続き）				調整部分						
障害児加算 ⑩	処遇改善等加算 ⑪	休日保育加算 ⑫	超過改善等加算 ⑬	超過改善等加算 ⑭	夜間保育加算 ⑮	超過改善等加算 ⑯	超過改善等加算 ⑰	超過改善等加算 ⑱	超過改善等加算 ⑲	超過改善等加算 ⑳
〇円 (〇円) + 〇円 (〇円) × 加算率 × 障害児数	〇円 + 〇円 × 加算率 × 障害児数	〇円 × 〇人 ~ 〇人 × 〇円 × 加算率 × 〇人 ~ 〇人 × 〇円 × 加算率	〇円 (〇円) + 〇円 × 加算率	〇円 (〇円) + 〇円 × 加算率	〇円 (〇円) + 〇円 × 加算率	〇円 (〇円) + 〇円 × 加算率	〇円 (〇円) + 〇円 × 加算率	〇円 (〇円) + 〇円 × 加算率	〇円 (〇円) + 〇円 × 加算率	〇円 (〇円) + 〇円 × 加算率

加算部分2	冷暖房費加算 ⑳		除雪費加算 ㉑		障壁除去費加算 ㉒		施設機能強化推進費加算 ㉓		保育室環境加算 ㉔		第三者施設環境加算 ㉕	
	1級地 〇円	4級地 〇円	1級地 〇円	その他地域 〇円	〇円 + 3月初日の利用子ども数	〇円 + 3月初日の利用子ども数	〇円 + 3月初日の利用子ども数	〇円 + 3月初日の利用子ども数	〇円 + 3月初日の利用子ども数	〇円 + 3月初日の利用子ども数	〇円 + 3月初日の利用子ども数	〇円 + 3月初日の利用子ども数
	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国等公務員の専任給手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域		※3月初日の利用子どもの単価に加算		※3月初日の利用子どもの単価に加算		※3月初日の利用子どもの単価に加算		※3月初日の利用子どもの単価に加算		※3月初日の利用子どもの単価に加算	

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）

（各項目の説明：小規模保育事業A型・B型（保育認定（3号）））

①地域区分 …… 事業所の所在する地域（市町村）に応じて7区分設定（⇒前回資料P24参照）

18/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②定員区分 …… 事業所の利用定員に応じて2区分設定（⇒前回資料P36参照）

6~12人	13~19人
-------	--------

③認定区分 …… 認定区分に応じて設定（3号）（⇒前回資料P16参照）

④年齢区分 …… 子どもの満年齢に応じて2区分（1,2歳児、乳児）（⇒前回資料P16参照）

⑤保育必要量区分 …… 保育必要量の区分に応じて設定（保育標準時間認定、保育短時間認定）（⇒前回資料P18参照）

⑥基本分単価（注） …… ①~⑤の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価（⇒基本分単価の内訳はP35参照）

⑦処遇改善等加算（注） …… 職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算（⇒前回資料P51参照）

⑧管理者設置加算（*1） …… 専従の管理者を配置する場合に、配置に要する経費を加算（⇒前回資料P94参照）

※ 加算額は基本分単価に含まれる事務職員に係る経費を除外して算定

⑨保育士比率向上加算（注）（*1） …… 常態的に保育士比率が3/4以上の事業所に対して加算（B型のみ）（⇒前回資料P88参照）

⑩障害児保育加算（注）（*1） …… 障害児（軽度障害含む。）を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて職員を加配するための経費を加算（配置基準2：1）（⇒前回資料P61参照）

⑪休日保育加算（*1） …… 休日保育を実施する事業所に対して、休日保育の年間延べ利用子ども数の規模（※）に応じて保育士等の職員を休日に確保するための経費等を加算（⇒前回資料P73参照）

※ 加算額の区分（年間延べ利用子ども数（14区分））

~210人	211~279人	280~349人	…(70人単位)…	980~1,049人	1,050人~
-------	----------	----------	-----------	------------	---------

⑫夜間保育加算（注）（*1） …… 夜間保育を実施する事業所に対して、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算（⇒前回資料P73参照）

⑬減価償却費加算・・・自己所有の建物を保有する事業所に対して、事業所の所在する地域^(※)に応じて減価償却費の一部を加算
(⇒前回資料P 6 7 参照)

※ 加算額の区分(4区分(A~D)×2区分(標準・都市部))*都市部:4月1日現在の人口密度が1000人/km²以上の市町村

A地域		B地域		C地域		D地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑭賃借料加算・・・賃借物件により設置する事業所に対して、事業所の所在する地域^(※)に応じて賃借料の一部を加算
(⇒前回資料P 6 7 参照)

※ 加算額の区分(4区分(a~d)×2区分(標準・都市部))*都市部:4月1日現在の人口密度が1000人/km²以上の市町村

a地域		b地域		c地域		d地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑮連携施設を設定しない場合・・・連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整 (⇒前回資料P 7 6 参照)

※ ⑥基本分単価に含まれる連携施設に係る経費を調整

⑯食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合
・・・自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整
(⇒前回資料P 7 6 参照)

※ 食事の提供に係る費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

⑰常態的に土曜日に閉所する場合・・・常態的に土曜日に閉所する場合、土曜閉所に係る費用を定率で調整 (⇒前回資料P 7 6 参照)

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に土曜閉所に伴う費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

⑱定員を恒常的に超過する場合・・・連続する過去2年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整^(※) (⇒前回資料P 7 6 参照)

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整

⑲冷暖房費加算・・・夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域^(※)に応じて加算
(⇒前回資料P 7 4 参照)

※ 地域の区分(5区分)

1級地から4級地:国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に掲げる地域
その他地域:1級地から4級地以外の地域

33

⑳除雪費加算・・・豪雪地帯^(※)に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算
※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域 (⇒前回資料P 7 4 参照)

㉑降灰除去費加算・・・降灰防除地域^(※)に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算
※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域 (⇒前回資料P 7 4 参照)

㉒施設機能強化推進費加算・・・職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、事業所の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況^(※2)に応じて必要な経費を3月分の単価に加算
(⇒前回資料P 7 3 参照)

㉓栄養管理加算・・・栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算
(⇒前回資料P 4 3 参照)

㉔第三者評価受審加算・・・第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算 (⇒前回資料P 6 8 参照)

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

(※1) それぞれの費用について、⑦の加算率を基に加算(加算率は全て同率)

(※2) 延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算(具体的な加算要件は今後整理)

(基本分単価の内訳：小規模保育事業A型・B型(保育認定(3号)))

区分	内 容
事務費	(1)常勤職員給与 ①本俸、特別給与改善費、特殊業務手当 ②諸手当(扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等) ③社会保険料事業主負担金等(健康保険、厚生年金、労働保険等) (2)非常勤職員雇上費 ①嘱託医、嘱託歯科医手当 ②非常勤職員雇上費(保育士、事務職員、調理員) ③年休代替要員費 ④研修代替要員費
	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費 <1事業所当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費、苦情解決対策費、連携施設経費
事業費	<生活諸費> 一般生活費(給食材料費*、保育材料費等) *主食費、副食費

(注) 職員数の考え方

・保育従事者 ※A型：保育士100%、B型：保育士1/2

(配置基準)

乳 児 3 : 1
 1、2歳児 6 : 1 } +1人

・保育従事者(保育士)のうち1人は主任として費用を算定

・上記の他、休けい時間を確保するための保育従事者を1人加配(非常勤職員)

・また、保育標準時間設定の場合は、非常勤の保育従事者(3時間)1人を加配

・調 理 員 1人(非常勤職員)

・事 務 職 員 1人(非常勤) *管理者を配置する場合は対象としない。

小規模保育事業 C 型 (保育認定(3号))

【小規模保育事業C型（保育認定（3号））】

赤字：算改善事項

基本部分			加算部分1（続く）							
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	保育必要量区分④		処遇改善等加算		資格保有者加算	処遇改善等加算		
			保育標準時間認定 基本分単価 ⑤	保育短時間認定 基本分単価 ⑥	管理者設置加算 ⑦	処遇改善等加算 ⑧				
〇/100地域	6人から10人まで	3号	〇円	〇円	〇円 × 加算率	〇円 × 加算率	〇円	〇円 × 加算率	1人 〇円 2人 〇円 3人以上 〇円	1人 〇円 2人 〇円 3人以上 〇円 × 加算率
	11人から15人まで		〇円	〇円	〇円 × 加算率	〇円 × 加算率	〇円	〇円 × 加算率	1人 〇円 2人 〇円 3人以上 〇円	1人 〇円 2人 〇円 3人以上 〇円 × 加算率

加算部分1（続き）			調整部分				
障害児保育加算 ⑨	処遇改善等加算 ⑩	減価償却費加算 ⑪	賃借料加算 ⑫	連携施設を設定しない場合 ⑬	食事の提供について 自費調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑭	定期的に土曜日に閉所する場合 ⑮	定員を恒常的に超過する場合 ⑯
〇円	〇円 × 加算率 × 障害児数	〇円 × 加算率 × 障害児数	〇円 × 加算率 × 障害児数	〇円	(5+6) × 〇/100	(5+6+9) × 〇/100	(5~13) × 〇/100
〇円	〇円 × 加算率 × 障害児数	〇円 × 加算率 × 障害児数	〇円 × 加算率 × 障害児数	〇円	(5+6) × 〇/100	(5+6+9) × 〇/100	(5~13) × 〇/100

加算部分2	1級地		4級地		※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算
	〇円	〇円	〇円	〇円	
冷暖房費加算 ⑬	2級地	〇円	その他地域	〇円	1級地から4級地：国家公務員の寒冷手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
除雪費加算 ⑭	〇円				※3月初日の利用子どもの単価に加算
障壁除去費加算 ⑮	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数				※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算 ⑯	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数				※3月初日の利用子どもの単価に加算
運営管理加算 ⑰	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数				※3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者施設受託加算 ⑱	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数				※3月初日の利用子どもの単価に加算

37

（各項目の説明：小規模保育事業C型（保育認定（3号）））

①地域区分・・・事業所の所在する地域（市町村）に応じて7区分設定（⇒前回資料P24参照）

18/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②定員区分・・・事業所の利用定員に応じて2区分設定（⇒前回資料P36参照）

6~10人	11~15人
-------	--------

③認定区分・・・認定区分に応じて設定（3号）（⇒前回資料P16参照）

④保育必要量区分・・・保育必要量の区分に応じて設定（保育標準時間認定、保育短時間認定）（⇒前回資料P18参照）

⑤基本分単価・・・①~④の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価（⇒基本分単価の内訳はP40参照）

⑥処遇改善等加算・・・職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算（⇒前回資料P51参照）

⑦管理者設置加算^(*)・・・専従の管理者を配置する場合に、配置に要する経費を加算（⇒前回資料P94参照）

※ 加算額は基本分単価に含まれる事務職員に係る経費を除外して算定

⑧資格保有者加算^(*)・・・家庭的保育者について、保育士資格又は看護師免許を有する場合にその人数に応じて加算（⇒前回資料P88参照）

⑨障害児保育加算^(*)・・・障害児（軽度障害含む。）を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて職員を加配するための経費を加算（配置基準2：1）（⇒前回資料P61参照）

⑩減価償却費加算・・・自己所有の建物を保有する事業所に対して、事業所の所在する地域^(※)に応じて減価償却費の一部を加算（⇒前回資料P67参照）

※ 加算額の区分（4区分（A~D）×2区分（標準・都市部））*都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/km²以上の市町村

A地域		B地域		C地域		D地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑪賃借料加算・・・賃貸物件により設置する事業所に対して、事業所の所在する地域^(※)に応じて賃借料の一部を加算（⇒前回資料P67参照）

※ 加算額の区分（4区分（a~d）×2区分（標準・都市部））*都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/km²以上の市町村

a地域		b地域		c地域		d地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

38

- ⑫連携施設を設定しない場合・・・連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整 (⇒前回資料P 7 6 参照)
 ※ ⑤基本分単価に含まれる連携施設に係る経費を調整
- ⑬食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合
 ・・・・自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整 (⇒前回資料P 7 6 参照)
 ※ 食事の提供に係る費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整
- ⑭常態的に土曜日に閉所する場合・・・常態的に土曜日に閉所する場合、土曜閉所に係る費用を定率で調整 (⇒前回資料P 7 6 参照)
 ※ 土曜閉所に伴う費用を除外した場合の単価との差を、定率で調整
- ⑮定員を恒常的に超過する場合・・・連続する過去2年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整^(※) (⇒前回資料P 7 6 参照)
 ※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整
- ⑯冷暖房費加算・・・夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域^(※)に応じて加算 (⇒前回資料P 7 4 参照)
 ※ 地域の区分(5区分)
 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に掲げる地域
 その他地域：1級地から4級地以外の地域
- ⑰除雪費加算・・・豪雪地帯^(※)に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算 (⇒前回資料P 7 4 参照)
 ※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域
- ⑱降灰除去費加算・・・降灰防除地域^(※)に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算 (⇒前回資料P 7 4 参照)
 ※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域
- ⑲施設機能強化推進費加算・・・職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、事業所の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況^(※2)に応じて必要な経費を3月分の単価に加算 (⇒前回資料P 7 3 参照)
- ⑳栄養管理加算・・・栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算 (⇒前回資料P 4 3 参照)
- ㉑第三者評価受審加算・・・第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算 (⇒前回資料P 6 8 参照)
- (※1) それぞれの費用について、⑥の加算率を基に加算(加算率は全て同率)
 (※2) 延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算(具体的な加算要件は今後整理)

39

(基本分単価の内訳：小規模保育事業C型(保育認定(3号)))

区 分	内 容
事務費	(1) 家庭的保育者 ① 本俸 ② 諸手当(扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等) ③ 社会保険料事業主負担金等(健康保険、厚生年金、労働保険等) (2) 非常勤職員雇上費 ① 嘱託医、嘱託歯科医手当 ② 非常勤職員雇上費(保育従事者、事務職員、調理員) ③ 年休代替要員費 ④ 研修代替要員費
	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費、賠償責任保険料 <1事業所当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費、苦情解決対策費、連携施設経費
事業費	<生活諸費> 一般生活費(給食材料費*、保育材料費等) *主食費、副食費

(注) 職員数の考え方

- ・ 保育従事者 (配置基準)
 0～2歳児 5：2(家庭的保育補助者を配置)
- ・ 上記の他、休けい時間を確保するための保育従事者を1人加配(非常勤職員)
- ・ また、保育標準時間認定の場合は、非常勤の保育従事者(3時間)1人を加配
- ・ 調 理 員 1人(非常勤職員)
- ・ 事 務 職 員 1人(非常勤) *管理者を配置する場合は対象としない。

40

保育の求人・求職をお待ちしています!
 かながわ保育士・保育所支援センター

無料職業紹介

かながわ保育士・保育所支援センターでは、
 保育関係の求人・求職の求職の
 支援を行っています。



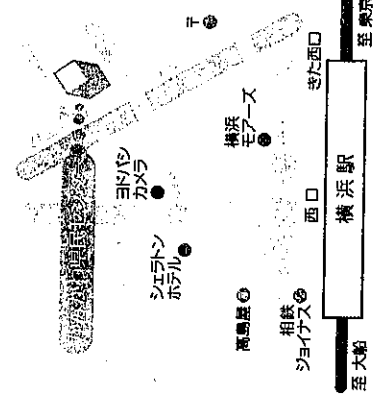
◎求職対象職種:

神奈川県内で保育関係の仕事ができれば、
 どなたでもご利用いただけます。
 保育士、栄養士、看護師、調理員、保育補助員等

◎求人対象施設:

神奈川県内にある施設であれば、法人格等にかかわらずご利用いただけます。
 認可保育所、認可外保育施設(自治体の補助対象となっている施設)、家庭的保育事業、小規模保
 育事業、事業所内保育施設(国の補助対象となっている施設、院内保育施設)、児童福祉法に定め
 る児童福祉施設等(乳児院、児童養護施設、助産施設、母子生活支援施設、児童厚生施設、障害児
 入所施設、児童発達支援センター、放課後児童クラブ)

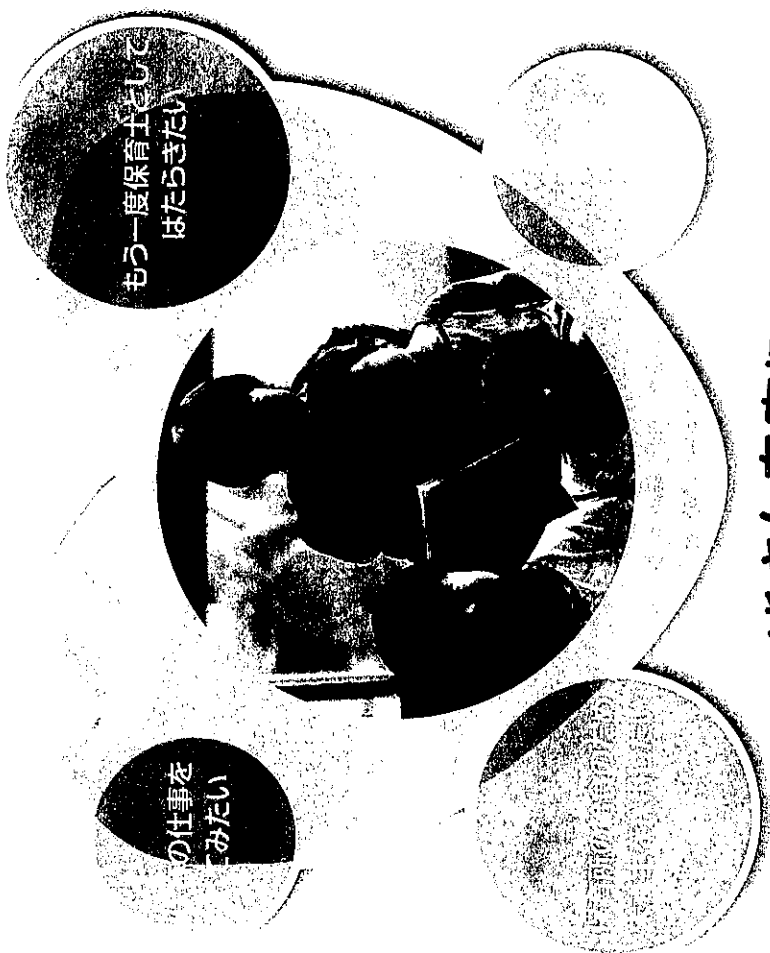
●かながわ保育士・保育所支援センター



開所:月~土曜日 午前9時~12時 午後1時~5時
 (休所:日・祝・年末年始)
 ※昼休み・日曜・初日は資料の閲覧のみ可能
 神奈川県横浜市神奈川区藤屋町2-24-2
 かながわ県民センター13階
 (神奈川県社協かながわ福祉人材センター内)
 TEL:045-320-0505



かながわ 保育士・保育所 支援センター



の仕事を
 ごめたい

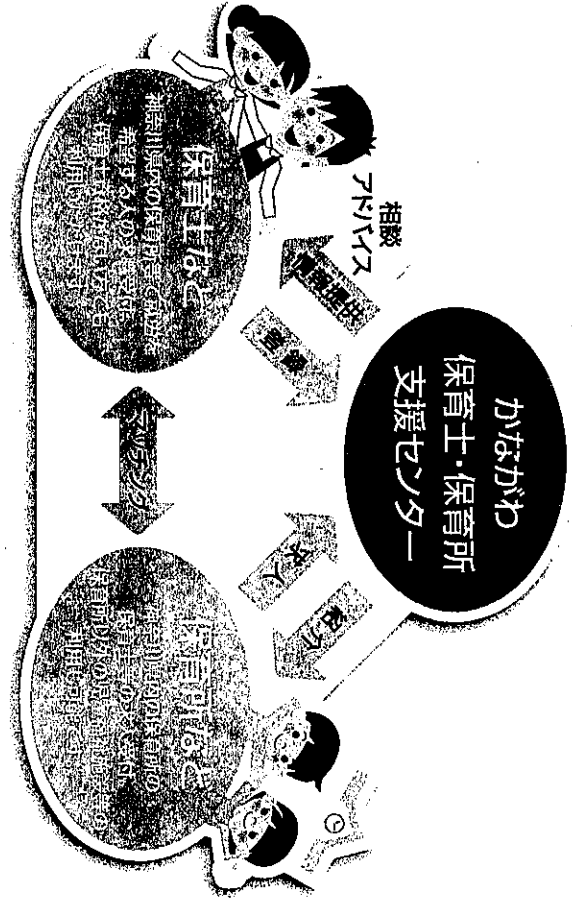
もう一度保育士として
 はたらきたい

そんな皆さんを応援します!

資料4

かながわ保育士・保育所支援センターは、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市の
 共同事業として神奈川県社会福祉協議会に委託しています。

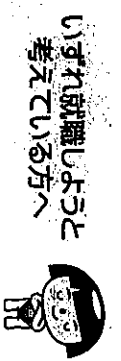
かながわ保育士・保育所支援センターは
 保育所等からの求人と保育関係の求職者を
 マッチングして、保育人材の確保を促進します。



まずはセンターに登録、様々なアドバイスが受けられます。



すぐに就職したいと
 考えている方へ



いずれ就職しようと
 考えている方へ

セミナー、研修等の開催と案内
 復職に向けた相談会の紹介

- 求人情報の提供
- 求人票の開示*
- 就職先の紹介
- 就職相談

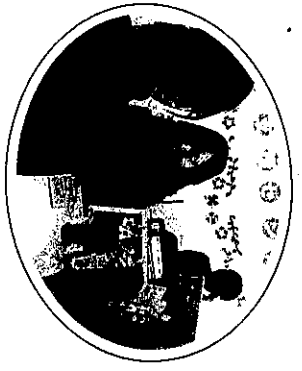
- 保育等に関する情報提供
- 就職相談会等の案内



*求人情報を自由に閲覧できます。

就職相談会

経験豊富な保育士が、電話や面談により
 就職に関するご相談に応じます。
 ご希望により、就職先の情報提供、紹介
 をします。
 就職にあたって心配や不安なことへの
 相談と助言をします。マッチングのある潜在
 保育士の方もお気軽にご相談ください。



就職支援セミナー相談会開催

県内各地の会場で就職支援セミナーや就職相談会を開催します。
 詳しい日程はホームページ等でお知らせします。



●就職支援セミナー
 就職にあたって必要な保育に関する情報につ
 いて学ぶことができます。
 「セミナーチームの例」
 ・保育所保育指針を通して、今、求められてい
 る保育について学ぶ。
 ・保育所の現状園長から、園の様子や保育環
 境についての話を聞き、現場を知る。



●就職相談会
 県内各地から保育所がツアー出席し、それぞれの
 園の特徴や求めている保育人材について直接問
 べることができます。
 ※雇用保険の求職活動実績対象となります。

保育に関する情報



保育にかかわる様々な情報(資格や制度、就職相談会開催日程など)を
 メールで配信します。

新制度における運営基準について

1 趣旨

子ども・子育て支援法に基づき、横浜市では「横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年9月 横浜市条例第48号)(以下「条例」という。)」を定めました。

各事業者は、この条例に基づき、運営規程を定め、保育の提供の開始に際しては、あらかじめ利用申込者に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ることと規定されています。

2 対象施設・事業者

新制度での給付対象となる施設・事業すべて

(認定こども園、幼稚園、保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型事業、事業所内保育事業)

3 重要事項の説明について

保育の提供の開始に際しては、あらかじめ利用申込者に対して、下記を記した文書を交付して説明を行い、同意を得なければなりません。また、保育施設の見やすい場所に重要事項を掲示することが必要です。

- (1) 運営規程の概要
- (2) 連携施設の種類、名称、連携協力の概要
- (3) 職員の勤務体制
- (4) 利用者負担
- (5) その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項

※文書の交付に変えて、保護者の承諾が得られれば、電子媒体で等での交付も可能です。

4 運営規程について

下記に掲げる施設等の運営についての重要事項に関する規定を定めることとなります。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定地域型保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項

※ここに掲げる記載事項以外の事項を記載することも可能です。

【裏面あり】

5 利用契約について

事業者は利用者に対し、運営規程等の重要事項説明を説明したうえで、両者で利用契約を締結する必要があります。

6 給付費等の額にかかる通知等

法定代理受領によって特定地域型保育に係る給付費等の支給を受けた場合は、保護者に対し、受領した給付費等の額を通知する必要があります。

7 重要事項説明書、運営規程、利用契約書について

- (1) 今後、本市において標準例（雛形）をお示しする予定です。標準例を参考に、各事業者において作成をお願いします。
- (2) 運営規程については、理事会、役員会を経て決定してください。

8 留意事項

- (1) 重要事項は保護者に交付して説明を行い、同意を得てください。同意を得ることにより、4月からの利用開始となります。
また、重要事項を記載した文書は施設内に掲示をしてください。
- (2) 新制度施行後、立入調査において、重要事項説明・運営規程・利用契約書を確認させていただく予定です。

連携施設の設定について

現時点における横浜市の現在の検討状況をお話しするものです。今後、内容に追加や変更が生じる可能性があることをご了承ください。

《基準案における連携内容についての検討状況》

◎連携の内容

連携の内容については、1つの連携先で全てを担う必要はなく、1つの地域型保育が認定こども園、幼稚園及び保育所の中から複数の連携施設を設定することが可能となっています。

地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）の特性である、①2歳児までの事業であること、②小集団で多様な保育ニーズに対応する事業であることを踏まえ、連携施設は以下の3点について担うこととなります。

- ・卒園後の進級先の確保（卒園児が優先的に入所できる枠の確保）
- ・保育内容の支援（園庭の利用、合同での行事等を行う。保育に関する助言や相談。）
- ・必要に応じた代替保育の提供（職員の病気、休暇等の場合に、代わって保育する）

現在の基準案では、卒園後の進級先の確保については、5年間の経過措置を設け、この5年の中で体制を整備してまいります。

また、家庭的保育事業は、代替保育の提供についても5年間の経過措置を設けています。

※公立保育所との連携については現在検討中です。整理し次第ご案内してまいります。

《連携施設と地域型保育事業の連携についての横浜市の検討状況等》

◎「連携」に係る経費助成（仮称）について

小規模保育事業等は連携施設の設定が必須となっており、今後、小規模保育事業等の0～2歳児対象の事業を進めていくためには、連携を受ける施設側の協力が不可欠となっています。そのため、本市では、連携施設設定についての独自助成（案）として『連携』に係る経費助成（仮称）を設定する予定です。

【内容】

I 地域型保育事業との連携を受諾した園（覚書締結）に対し、卒園後の進級先の確保、日ごろから子どもたち・職員の交流のための経費、保育内容の支援・代替保育の体制づくりのための経費を助成する予定です。

II 助成仮単価（案）の一例 ※その他認定こども園、幼稚園についても設定する予定です。

施設種別	月額助成仮単価（案）	条件（案）
保育所	106,500円	受入れ枠（卒園後の進級先の確保）設定
	213,000円	受入れ枠設定、3号認定児童の保育を実施し、保育内容の支援・代替保育が可能、地域子育て支援実施

◎協定の際に、連携施設にお支払いする金額の目安

国の公定価格仮単価案において「地域型保育事業において連携施設を設定しない場合の減算額」が示されています。以下のとおりです。

家庭的保育事業	児童1人あたり6,170円
小規模保育事業A型及びB型	児童1人あたり2,050円（定員6人～12人） 児童1人あたり1,290円（定員13人～19人）
小規模保育事業C型	児童1人あたり2,460円

上記金額を、保育内容の支援だけにとどまらず、全ての連携内容をお願いするために支払う目安となりますので、複数の連携施設を設定する場合はご注意ください。

◎連携施設となる保育所等への基礎調査の実施について

本市では民間どうしの協定締結に際して、求めに応じて紹介、あっせんが行えるよう準備しています。

連携施設の設定は、地域型保育事業と施設側の双方の合意の上、協定書等にて設定されるものです。

本市としては、できるだけスムーズに合意できるよう、理念や連携できることを施設側から事前に入手した上で顔合わせすることが、双方にとってメリットがあると考えています。ご紹介するためには、まず連携施設側の基礎情報が必要となりますので、現在基礎調査を行っているところです。

（別紙）

◎進級先の確保枠の考え方について

地域型保育事業の卒園児が必ず望めば進級できる枠を、全員分確保することが必要となります。

（5年間の経過措置期間中は必須条件ではありません。）

現在の検討状況については以下のとおりです。

- 1 定員として定めた2歳児分の進級先を確保する必要があります。定員を超えた定員外分も想定し進級先を確保する必要はありません。
また、一部の卒園児の進級先を確保した場合も公表の対象となり、卒園児の一部が優先して入所できることとなります。
- 2 連携施設側の2歳定員数と3歳定員数の差が施設側の設定可能数ですので、協定を締結する場合はご注意ください。
- 3 進級先の確保を協定の中で締結する際は、「●名以上」や「●名」を確保する旨の記載としてください。「●名以内」等ですと、必ず進級できると想定される量が判断できないこととなります。

地域型保育事業との連携に関する基礎調査 幼稚園・認定こども園用

法人名 _____

《回答期限》
平成26年 10月 24日

所在区・施設名 _____ (_____ 区)

27年4月に予定している事業区分: 幼稚園(施設型給付・私学助成)・認定こども園(該当箇所には○をしてください)

この調査の結果は、今後地域型保育事業に申請する事業者が、連携保育所を探す際の貴重なデータとなりますので、ぜひご回答のほどよろしくお願ひいたします。

地域型保育事業より連携をお願いされた場合どこまで受け入れることが可能かお答えください。

1、現在、8時間以上開所・開園していますか(預かり保育を含む)。

①実施している。(以下のうち該当するものに○をつけてください。)

横浜市型(通常型)・横浜市型(平日型)・その他の預かり保育

保育時間: _____ : _____ ~ _____ : _____
保育実施日: 該当する曜日に○をつけてください。月・火・水・木・金・土・日
長期休業期間の保育の有無: あり・なし
その他・休園日があれば具体的に記載して下さい。(_____)

②今はやっていないが、今後実施予定である。(実施予定時期: _____ 年 _____ 月
実施類型: 横浜市型(通常型)・横浜市型(平日型)・その他の預かり保育)

③実施していない。

1で③に該当する施設は以上で終了となります。ご協力ありがとうございました。

2、地域型保育事業より連携をお願いされた場合、連携施設となることは可能ですか。

①連携施設となっても構わない。

②場合によっては連携施設となっても構わない。
(連携するにあたって条件等があれば記載して下さい。: _____)

③連携施設となることは難しい。(理由: _____)

3、地域型保育事業と連携する際に重視する点はなんですか。(複数回答可)

- ①理念が同じかどうか ②距離が近いかどうか
③同一法人であるかどうか ④直接事業者と顔合わせをして判断する。
⑤連携にかかる費用の額 ⑥こだわりはない
⑦その他(_____)

4、地域型保育事業とはどの程度の距離までであれば連携先として設定可能ですか。

- ①500m程度まで ②1km程度まで ③どこでも可

5、地域型保育事業より貴園の行事に参加するなどの交流保育をお願いされたら対応可能ですか。

- ①行事によっては受け入れられる(受入可能な行事: _____)
②受け入れるのは難しい(理由: _____)

6、地域型保育事業により貴園の園庭を利用した交流保育をお願いされたら対応可能ですか。

- ①受け入れる
②受け入れるのは難しい(理由: _____)

7、地域型保育事業より児童の健康診断を一緒に受けさせてほしいと依頼されたら対応可能ですか。

- ①受け入れる
- ②受け入れるのは難しい(理由:)

8、地域型保育事業より※代替保育を依頼された場合、対応可能ですか。

- ①代替保育することが可能である
- ②将来的には検討したい
- ③場合によっては可能である()
- ③代替保育することは難しい(理由:)

※代替保育とは、保育士が休暇や病気で休んだ時に、その保育士に代わって保育を行うことや、児童を自分の園で預かることをいいます。

9、27年4月以降、3～5歳児(1号)の利用児童に対しどのように給食提供を行っていく予定ですか。

- ①自園調理 ②外部搬入 ③弁当持参
- ④自園調理の日と弁当持参の日がある ⑤外部搬入の日と弁当持参の日がある
- ⑥その他()

10、9で①とお答えした施設に質問です。地域型保育事業から給食の提供をお願いされた場合食事を提供することは可能ですか？

- ①提供することが可能である
- ②将来的には検討したい
- ③場合によっては可能である()
- ③提供することは難しい(理由:)

11、地域型保育事業から卒園児の受け入れをお願いされた場合、受け入れ可能ですか。
可能な場合、何人まで受け入れが可能ですか

- ①受け入れ可能である(受入可能人数 人程度)
- ②受け入れは難しい(理由:)

12、上記以外で地域型保育事業との連携について対応可能なことがありましたら、ご記入ください。

()

調査にご協力いただきありがとうございました。

こ保運第2134号
平成26年10月16日

各家庭保育福祉員 様

こども青少年局保育運営課長

平成27年1月から3月までの新規入所における注意点について（お知らせ）

日頃から横浜市の保育行政にご協力いただきありがとうございます。

先だってお伝えしているとおり、現行制度の家庭保育福祉員は、新制度移行に伴い家庭的保育事業に移行するため、利用調整の対象となりますが、平成27年3月までの入所については、現行制度による入所事務となります。

平成27年4月入所の利用調整を12月下旬から1月中旬の間で実施しますので、平成27年1月から3月に入所を希望される方からお問い合わせ等があった場合は、下記のとおり、入所可能かどうか区役所に確認をお願いします。

なお、家庭保育福祉員入所児童の継続利用手続きについては、認可保育所と同様となりますので、別紙「施設・事業利用にかかる新制度への継続（移行）手続きについて」のとおり、手続きをよろしく願います。

＜平成27年1月から3月までの新規入所における注意点＞

●平成27年4月入所の利用調整については、12月下旬から1月中旬の間で実施し、入所児童を決定します。そのため、平成27年1月から3月までの間に定員に空きがある場合でも、4月に入所する児童が既に決まってしまう場合もあるため、現行制度による入所事務を行う際には、入所可能かどうか区役所に確認をしていただきますようお願いいたします。

※区役所に確認をせずに、保護者と保育の実施について調整してしまった場合は、4月以降の利用ができない可能性もありますので、必ず保護者との調整前に区役所に確認してください。

＜担当＞

保育運営課運営指導係 遠藤・高橋
TEL：671-3564 FAX：664-5479